平成２９年（フ）第５７９８号
大阪市北区長柄東３丁目２番１－1105号
債務者　濱崎　正登
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７９９号
大阪市北区長柄東３丁目２番１－1105号
債務者　濱崎　紀子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９２号
沖縄県うるま市与那城屋慶名476番地16
債務者　又吉みどり
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２１７号
沖縄県うるま市安慶名３丁目３番７号　エスポワール401
債務者　又吉　勇孝
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４１３号
東京都青梅市野上町２丁目10番地の１西武レジデンス302
債務者　田倉以津子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５０号
栃木県宇都宮市今泉新町31番地３　花月コーポ101号
債務者　小林　　巧
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９７２６号
東京都足立区東伊興２丁目10－18－101
債務者　水口さやか
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７３２号
東京都世田谷区若林４丁目16－４－202
債務者　笠嶋　千夏
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０号
東京都足立区江北３丁目41－16－105
債務者　羽部　修啓
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１号
東京都足立区江北３丁目41－16－105
債務者　羽部沙也香
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６３号
静岡市葵区古庄３丁目33番29号
債務者　前田　明男
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３００号
熊本市西区**蓮**台寺１丁目11番11－507号
ロ・ヴィオレット**蓮**台寺、前住所熊本市東区沼山津４丁目６番89号
破産者　工藤ひとみ
1　決定年月日　平成30年１月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４３号
愛媛県松山市土居田町717番地７　アネックス田村102号
破産者　古川　光男
1　決定年月日　平成30年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止の取消決定確定及び破産管財人の選任等

次の破産事件について、当裁判所が平成29年11月29日にした破産手続廃止決定を取り消す旨の決定をし、同決定は平成30年１月５日に確定したから、次のとおり定める。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８７号
広島県呉市中通１丁目１番７－1002号、居所広島市安芸区矢野町700番地　浅田病院
債務者　福田　典洋
1　破産管財人　弁護士　坂本　慶太
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時30分
平成30年１月５日　　広島地方裁判所呉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９４７号
福岡市東区八田１丁目３番22号
破産者　川路　　祐
1　決定年月日　平成29年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部